

柏原駅周辺トライアル・サウンディング

－実施要項－

柏原市

令和 7年 10月

1. トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等において、試験的な利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間実際に利用してもらうことで、施設利用の可能性を検討する取り組みです。

この調査を行うことで、市は、公共施設等の活用課題や市場性の確認をはじめ、民間事業者の集客力、信用、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、事業アイデアのニーズや立地条件、使い勝手、採算性などを確認することができます。

公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すため、民間事業者と協働で公共施設の持つ可能性について調査し、今後の活用方針に活かすことを目的としています。



2. 実施の背景

本市では、地域の方々や民間事業者、行政などが「まちの将来像」を共有し、協働でまちづくりを推進する指針として『柏原駅東地区まちづくり基本構想』を策定しました。

この基本構想の実現化に向けて、柏原市まちづくり基本条例に則り、協働による公共空間の整備方針並びに地域活性化に関する施策を併せて検討するため、一定期間トライアル・サウンディングを実施します。

3. 期待される効果

本取り組みにより、次のような効果が期待できると考えています。

(1) 民間事業者が得られる効果

- ① 公共施設等における事業アイデアが地域特性やコンセプトにマッチしているかを確認できます。
- ② 事業アイデアに対する収益性など、市場ニーズを確認することができます。
- ③ 事業実施における立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができます。
- ④ 本格運営ではなく、短期間での実施により、リスク負担を抑えてチャレンジできます。

(2) 本市が得られる効果

- ① 公共施設等の市場性や市民・事業者の利用ニーズを早い段階で確認することができます。
- ② 公共施設等の活用や魅力・アピール力の向上につながります。
- ③ 今後の公共施設等の整備や使い方に向けた課題や方針を検証することができます。
- ④ 短期間で季節感のあるイベントを誘発し、周辺エリアの価値向上につながります。

4. スケジュール

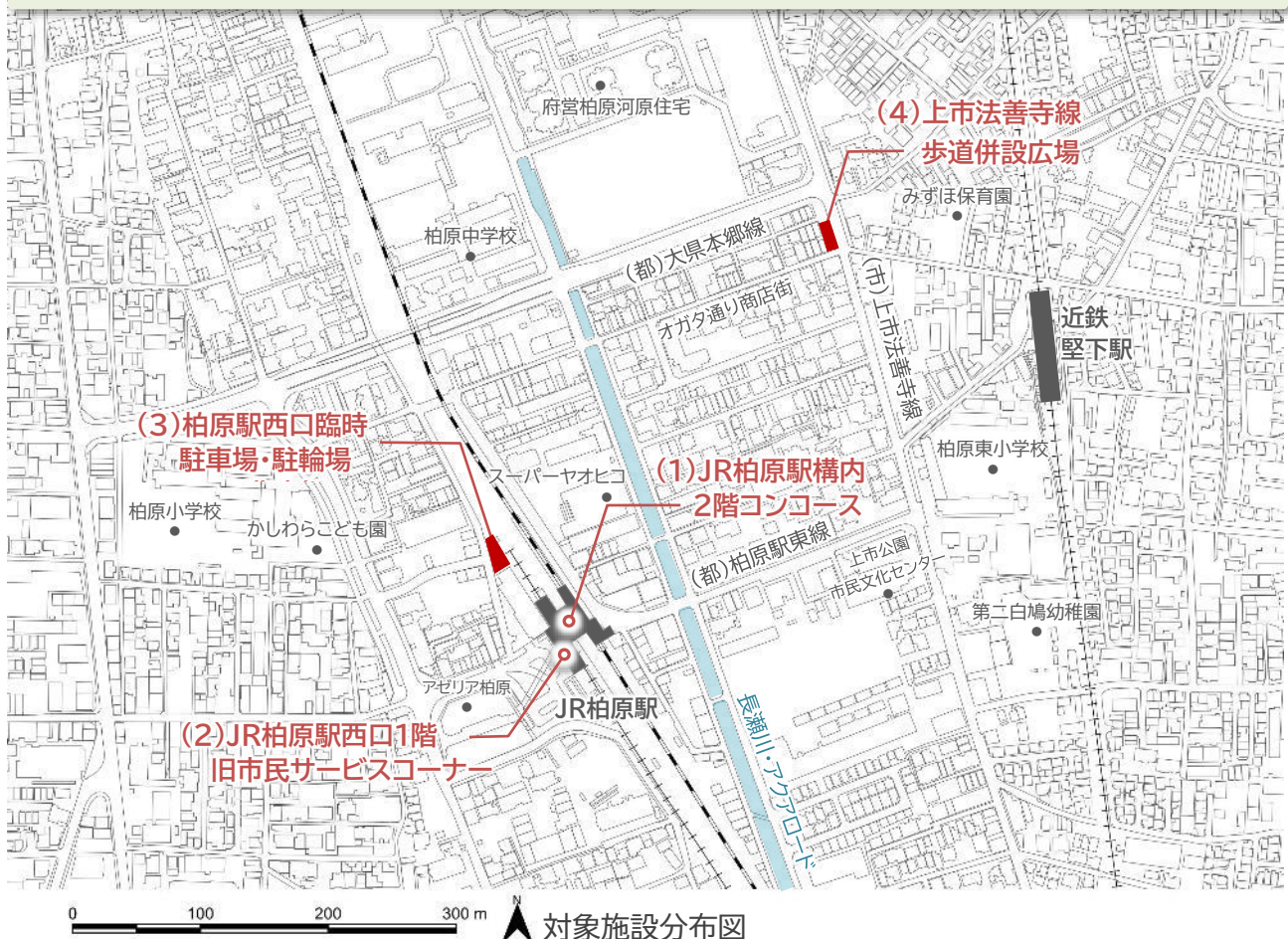
日程	内容
令和7年10月14日	実施要項の策定・公表
令和7年10月14日～12月12日 ※事前相談の受付は、12月1日までとします。	トライアル・サウンディングの参加者募集
令和7年11月4日～12月25日	トライアル・サウンディングの実施 公共施設等の試験利用

5. 対象施設

トライアル・サウンディングの対象施設は下記の図の通りです。

対象施設に関する詳細は次ページを参照のうえ、現地調査を含む事前相談でご確認下さい。

- (1) JR柏原駅構内2階コンコース
- (2) JR柏原駅西口1階(旧市民サービスコーナー)
- (3) 柏原駅西口臨時駐車場・駐輪場
- (4) 上市法善寺線歩道併設広場




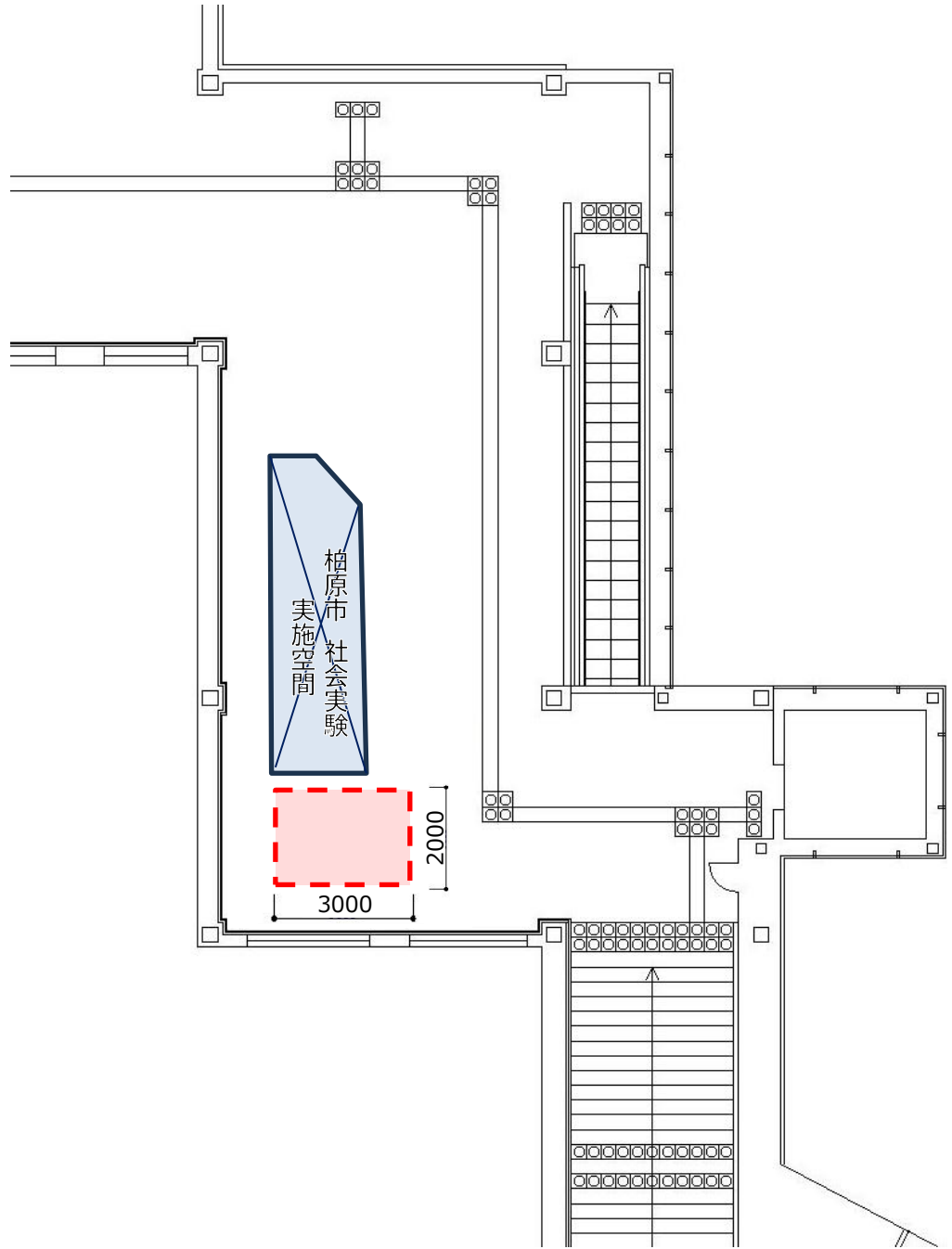
(1) JR柏原駅構内2階コンコース

項目	内容	現地の状況
対象場所	JR柏原駅構内2階コンコース	<p>■施設内の状況</p>  
所在地	大阪府柏原市上市1丁目	
建築年月	平成19年12月	
面積	約6㎡	
構造	鉄骨造	
利用可能な日程	<p>●平日及び一部の休日</p> <p>※休日利用に関しては、次のとおり</p> <p>11月8日、9日、29日、30日</p> <p>12月20日、21日</p>	
利用可能な時間	<p>原則 9:00～17:00の間</p> <p>※時間外利用について相談可</p>	
使用可能な設備	なし	
使用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火気類を使用することは禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・通行人の妨げになるような活動は禁止します。 ・市が隣接地で社会実験(ベンチ等の設置)を実施しています。 	
対象場所の位置図		

平面図



凡例	
	対象場所



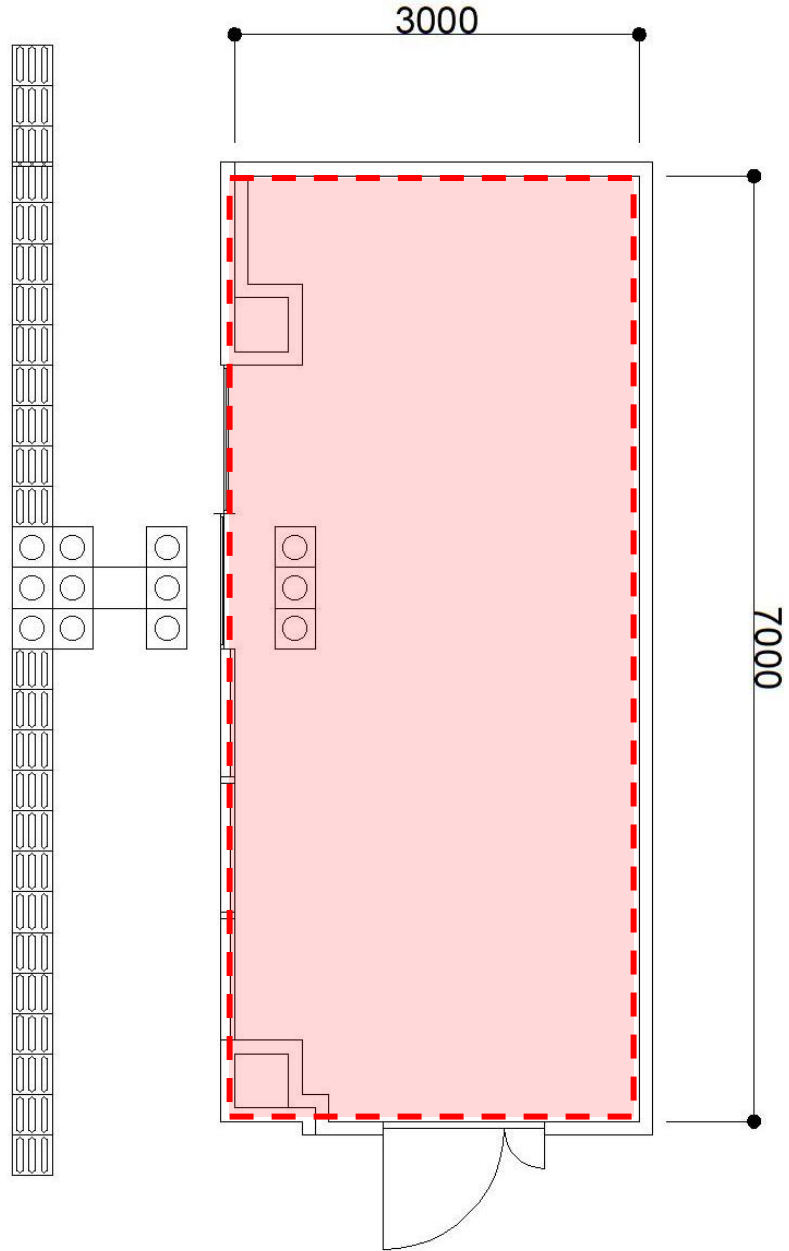
(2) JR柏原駅西口1階(旧サービスコーナー)

項目	内容	現地の状況
対象場所	JR柏原駅西口1階(旧行政窓口)	<p>■施設外観</p> 
所在地	大阪府柏原市上市1丁目	
建築年月	平成19年12月	
面積	約21㎡	
構造	鉄骨造	
利用可能な日程	<p>●平日及び一部の休日</p> <p>※休日利用に関しては、次のとおり</p> <p>11月8日、9日、29日、30日</p> <p>12月20日、21日</p>	<p>■施設内の状況</p> 
利用可能な時間	<p>原則 9:00~17:00の間</p> <p>※時間外利用について相談可</p>	
使用可能な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 ・テーブル類 ・イス類 ・人工芝 ・ビーズクッション ・布製Bookラック 	
使用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火気類を使用することは禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・施設外での活動は禁止します。 	
対象場所の位置図	 <p>(2)JR柏原駅西口1階 (旧市民サービスコーナー)</p>	

平面図



凡例	
	対象場所



(3) 柏原駅西口臨時駐車場・駐輪場


項目	内容	現地の状況
対象場所	柏原駅西口臨時駐車場・駐輪場	■施設の状況 
所在地	大阪府柏原市上市1丁目	
建築年月	平成21年7月	
面積	約127m ²	
構造	—	
利用可能な日程	●平日及び一部の休日 ※休日利用に関しては、次のとおり 11月8日、9日、29日、30日 12月20日、21日	
利用可能な時間	原則 9:00~17:00の間 ※時間外利用について相談可	
使用可能な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・人工芝 ・テーブル類 ・イス類 ・パラソル ・ハンモック ・ビーズクッション ・布製Bookラック 	
使用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行に支障を及ぼすおそれのある火花や煙を発生させる火気類(炭火・薪火・花火・焚火等)や照明等の使用は禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・前面道路など施設外での駐車・駐輪、その他の活動は禁止します。 	
対象場所の位置図		

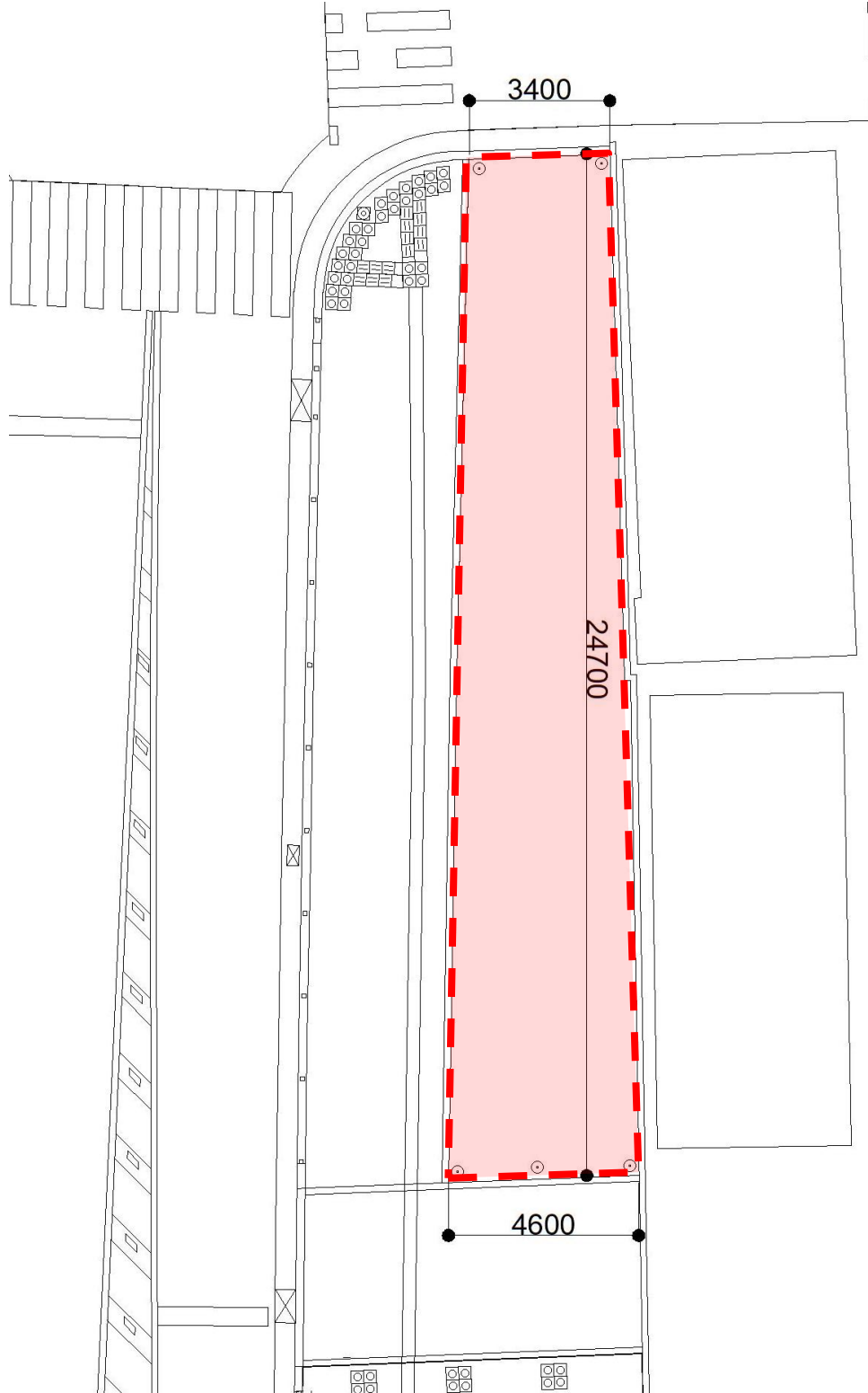
(4) 上市法善寺線歩道併設広場

項目	内容	現地の状況
対象場所	歩道併設広場	■施設全域(拡幅部分)
所在地	柏原市清州二丁目	
建築年月	—	
面積	約99m ²	
構造	—	
利用可能な日程	<p>●平日及び一部の休日</p> <p>※休日利用に関しては、次のとおり</p> <p>11月8日、9日、29日、30日</p> <p>12月20日、21日</p>	
利用可能な時間	<p>原則 9:00～17:00の間</p> <p>※時間外利用について相談可</p>	
使用可能な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・人工芝 ・テーブル類 ・イス類 ・パラソル ・ハンモック ・ビーズクッション ・布製Bookラック 	
使用上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火花や煙を発生させる火気類(炭火・薪火・花火・焚火等)の使用は禁止します。 ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動は禁止します。 ・前面道路(歩道を含む)など施設外での駐車及び駐輪、活動等は禁止します。 	
対象場所の位置図	 <p>(4)上市法善寺線歩道</p>	

平面图



	凡例
	対象場所



6. 試験利用のイメージ(例)

対象施設における試験利用の提案は、以下のようなものが想定されます。

※あくまでイメージ(例)であり、参加希望者の提案を限定するものではありません。

(1) 屋内施設



(2)屋外スペース



キッチンカー



野菜の直売や物販



屋外コンサートや路上パフォーマンス



屋外でのアクティビティ
(例:モルック)



オープンカフェ



スイーツや雑貨等の販売

7. トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	参加受付に先立ち、提案内容が利用条件等に適合するものか確認するため、事前相談申込書(様式1)を提出してください。現地確認を希望する場合は、併せて申込みください。
2	トライアル・サウンディングの参加者募集	協働事業者として参加を希望する者から提案を受け付けます。提案時には、10. 参加方法(1)書類提出に示す書類を提出してください。
3	提案内容の審査	事務局で参加資格や提案要件を満たしているか審査します。また、必要に応じて、提案内容や実施方法等についてヒアリングを行います。
4	協働事業者決定通知の交付	事務局から協働事業者決定通知書(以下「通知書」という。)を交付します。
5	公共施設等の試験利用	利用条件に応じた試験的な利用を実施します。
6	モニタリング・ヒアリング (使用実績報告提出)	試験利用の終了後、利活用方法について意見交換を行います。この際、実績報告書(様式5)を事務局に提出していただきます。

※トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに影響を及ぼすものではありません。

8. 参加資格条件等

(1)参加者の条件

①対象者

トライアル・サウンディングの協働事業者として参加できる者は、提案内容を実行する意思及び能力(資格)を有する次のいずれかの者とします。

- (ア) 民間企業
- (イ) NPO法人等の法人
- (ウ) 個人事業主
- (エ) 任意団体

②役割分担

トライアル・サウンディングの協働事業者として参加を希望する(以下「参加希望者」といいます。)は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員全員を明示し、各々の役割分担を明確にしてください。

(2)参加者の除外要件

次のいずれかに該当する者は、トライアル・サウンディングへの参加を認めません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ③柏原市暴力団排除条例(平成25年条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者。
- ④柏原市入札参加有資格業者停止要綱による指名停止処分又はこれに準じる措置を受けている者。
- ⑤法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税を滞納している者。
- ⑥宗教活動または政治活動を主たる目的としている者。
- ⑦試験利用に際し、関係法令等に基づく必要な許可または登録等を取得していない者。

9. 事前相談

(1)事前相談

参加希望者は、トライアル・サウンディングの参加に先立って、提案内容が対象施設で実施可能かを確認するため、事務局へ事前相談を行ってください。

事前相談は、事前相談申込書(様式1)を事務局へ提出し、日程調整のうえで実施します。

(2) 現地調査

現地調査は、事前相談実施の日程調整と併せて決定し、施設運営に支障のない範囲内において、事務局職員が同行のうえで実施します。

10. 参加方法

(1)書類提出

参加希望者は、次の書類を提出してください。

①参加申込書(様式2)

※協働事業者が1つの対象施設において、試験利用できる期間は、1日～最長2週間(試験利用できない休日を含む)とします。

※市の行事等との重複や予約状況によっては、ご希望の試験利用日に添えない可能性がございます。

②参加希望者概要書(様式3)

③誓約書(様式4)

④飲食物を製造し販売する場合は、以下のア～ウに掲げる書類

ア. 食品衛生責任者証又はこれに代わる資格証明書の写し

イ. 製造、販売、営業等に関する許可証等の写し

ウ. PL保険(生産物賠償責任保険)等の写し

なお、発電機や火気類を使用する場合は、消防機関の指導に従い、消火器の設置など必要な措置を講じて

ください。

⑤その他、市が求める資料

11. 提案の要件

(1) 試験利用の提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

試験利用の実施方法等については、事務局または施設所管課と協議したうえ、計画してください。

- ①対象の公共施設等で実施する意義と利用者等への配慮が両立されるものであること。
- ②確実に実施できる利用内容であること。
- ③施設利用者等の利便性、サービス及び満足度の向上に資するものであること。
- ④試験利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- ⑤本市との協議に応じられるものであること。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や異臭など、著しく周辺環境に悪影響を及ぼすことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥その他、市が本取組みとの関連性が低いと判断する行為

12. 試験利用にあたって

(1) 試験利用について

通知書の交付を受けた参加希望者(以下「協働事業者」という。)は、通知書に記載された利用条件に従い、公共施設等の試験利用を行うものとします。

なお、試験利用中は、通知書を携行するようにしてください。

(2) 本市の支援体制について

事務局は、関係部署と連携しながら可能な範囲で協働事業者に協力し、共に試験利用の内容を創り上げるものとします。

(3) 責任及びリスク分担

協働事業者は、自らの責任において試験利用を遂行してください。

当該試験利用に伴い発生するリスクについては、原則として協働事業者が負うものとします。

(4) 試験利用の中止

利用条件に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱した行為を行い、市からの再三の

警告等が発せられても改善が認められない場合は、試験利用を中止していただきます。

また、市に緊急の対応を要する事態が発生した場合、あるいは洪水、暴風雨、地震、その他の原因により危険の恐れが生じた際は、施設の利用を一時停止または中止していただくことがあります。

13. モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

試験利用中に施設所管課または事務局が実施する写真撮影等のモニタリング調査について、協働事業者は協力してください。

(2) ヒアリング

協働事業者は試験利用終了後、実績報告書(様式5)を速やかに事務局へ提出し、ヒアリングの協力してください。

14. 留意事項

(1) 使用料等の条件

① 施設使用料

トライアル・サウンディングに係る施設使用料は、本取組みの実施目的が公共施設等における市場性や課題の把握、民間利用による採算性やニーズの検証、及び再整備の検討を行うためのデータ収集にあることから、無償とします。

② 費用負担

試験利用に要するすべての経費は、協働事業者の負担とします。

③ 原状回復

試験利用終了後における原状回復に要する費用は、協働事業者の負担とします。

④ 損害の責任

協働事業者の提案する試験利用により市又は第三者に与えた損害については、原則としてその責任を協働事業者が負うものとします。

(2) 提出書類の取り扱い

① 著作権の取り扱い

提出書類の著作権は参加希望者に帰属しますが、提出書類の返却は行いません。

② 無断使用の禁止

参加希望者の提出書類については、提案審査以外で参加希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

③ 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加希望者の責任において関係法令等を確認し、試験利用時における法令不適合のリスクは協働事業者に帰属することとします。

(3)その他

①対象施設及び日時の決定

試験利用を希望する対象施設及び日時は、トライアル・サウンディングの参加申込書(様式2)の受付時に仮予約となります。(先着順となります。)

正式な決定は、協働事業者決定通知書の交付をもって確定とします。(第一希望の日時に添えない場合があります。)

15. 申込先・連絡先

柏原市 都市デザイン部 都市政策課 都市計画係
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
TEL:072-972-1597 FAX:072 -972-1541
E メール:toshiseisaku@city.kashiwara.lg.jp

16. その他

(1)モニタリング・ヒアリング結果の公表

トライアル・サウンディングによって得られたモニタリング・ヒアリングの結果については、市のホームページ等で公表します。